

議案第25号

議会の議決を経るべき議案の原案について
(財産(学習用タブレット端末)の取得について)

上記の議案を提出する。

令和2年12月9日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

令和2年12月市議会に財産の取得に係る議案を上程したため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第10号の規定によりこの案を提出する。

議案第25号 資料

議案甲第 号

財産（学習用タブレット端末）の取得について

下記の学習用タブレット端末を取得することについて、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

記

- 1 物件の表示 学習用タブレット端末
（学習用タブレット端末5, 352台）
- 2 取得価格 270, 855, 024円
- 3 購入の相手方 福岡市中央区大名二丁目9番27号
株式会社内田洋行九州支店
支店長 坂口 秀雄

上記の議案を提出する。

令和2年12月 日

鳥栖市長 橋本 康志



物 品 売 買 仮 契 約 書



- 1 事業名 令和2年度 GIGA スクール対応 学習用タブレット端末
購入事業
- 2 履行場所 鳥栖市元町ほか
- 3 履行期間 鳥栖市議会の議決を得た日の翌日から
令和3年3月26日まで
- 4 契約金額 ￥270,855,024
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥24,623,184)
- 5 契約保証金 免除

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づき、鳥栖市契約事務規則（昭和39年規則第21号）及び別添の条項によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月30日

発注者 鳥栖市宿町1118番地
鳥栖市
鳥栖市長 橋本康志 印

受注者 福岡市中央区大名二丁目9番27号
株式会社内田洋行九州支店
支店長 坂口秀雄 印